

地主・経営者のための情報マガジン

AgriTimes

あぐりタイムズ vol. 77

2011 / 12月号



税金と資産運用のプロとして

ランドマーク税理士法人はお客様満足度No.1を目指します

「三重県 伊勢神宮」スケールの大きさや静謐な空気に圧倒され、日本一のパワースポットと言われる由縁を実感しました。

今月の掲載内容

今月の
目玉

いよいよ始まる! 年末調整

セミナー報告・ご案内

配偶者だけが持っている相続税減額の特権

今月のトピック「増販増客シリーズ第38弾」

お客様の声、無料相談会のお知らせ、税務カレンダー

職員紹介

1p

4p

5p

7p

9p

10p



ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

ご相談は無料です。お気軽にお電話ください!

☎ 0120-48-7271 または ☎ 045-929-1527

当事務所ホームページも是非ご覧下さい!

ランドマーク税理士法人

検索



【相続税対策】 <http://www.zeirisi.co.jp> 【法人】 <http://www.landmark-tax.com>

あなたの家計相談センター
相続プラザ

TKC

Jmco 日本マーケティング・マネジメント研究機構・増販情報センター
JMMO Marketing Information Center
Japan Marketing & Management research Organization Marketing Information Center

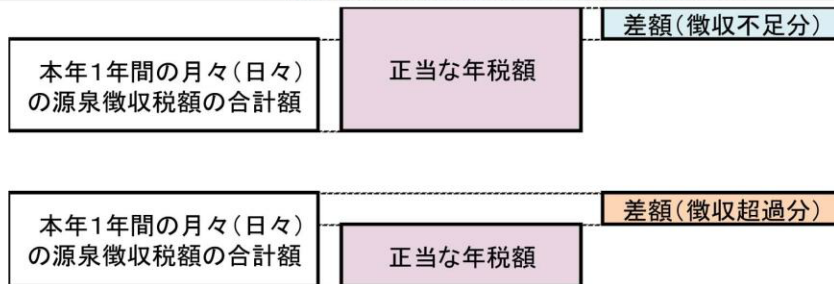


いよいよ始まる！年末調整

(1) 正当な税額に一致させる手続

年末調整とは、**本年中に支払ってきた給与について源泉徴収した税額の合計額を、給与の支払いを受ける各人ごとに正当な年税額に一致させるための手続**です。

給料や賃金、賞与などの給与所得については、1年間の給与の総額が確定する前に、あらかじめ給与の支払者が、所定の「**源泉徴収税額表**」によって1年分の所得税額の一部ずつを徴収して納税する仕組みになっています。この源泉徴収してきた税額はあくまでも概算にすぎないものであるため、**本来の正当な年税額とは一致しないのが普通**です。



というのも、この概算額には給与の変動や、扶養親族などの異動、各種の「**所得控除**」、**「税額控除**」が反映されていないためです。

(2) 年末調整の対象となる人とならない人

年末調整は、本年最後の給与の支払をする時において「**給与所得者の扶養控除等(異動)申告書**」を提出している人のうち、本年中の**給与の総額(※)**が**2,000万円以下**である人について行います。

(※) 本年の途中で就職した人で、就職前に他の支払者から支払を受けた給与を通算して年末調整を行うことになる人の場合には、その通算する給与を含めた総額。

(3) 年末調整で控除できるもの

年末調整の際に、給与所得の金額から控除できる控除項目は**11種類**、税額から控除できる控除項目は**1種類**あります。

所得金額から控除するもの	所得税額から控除するもの
①社会保険料控除 ②小規模企業共済等掛金控除 ③生命保険料控除 ④地震保険料控除 ⑤障害者控除 ⑥寡婦(寡夫)控除 ⑦勤労学生控除 ⑧配偶者控除 ⑨配偶者特別控除 ⑩扶養控除 ⑪基礎控除	(特定増改築等) ※住宅借入金等特別控除

※**住宅借入金等特別控除**は、初年度分については確定申告が必要になります。

なお、ここに挙げられていない控除項目も、確定申告書を提出することによってその控除を受けることができます。以下、主なものを簡単に解説していきます。

① 生命保険料控除

生命保険料控除の対象となる**生命保険契約等及び個人年金保険契約等についての保険料や掛金**は、一定の条件を満たしたものであれば、次によって計算した金額が控除されます。

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
支払った保険料が一般の生命保険料だけあるいは個人年金保険料だけの場合	25,000円以下	支払った保険料の全額
	25,001円～50,000円	支払った保険料の合計額×1/2+12,500円
	50,001円～100,000円	支払った保険料の合計額×1/4+25,000円
	100,001円～	一律に50,000円
支払った保険料が一般の生命保険料と個人年金保険料との両方である場合		上述の方法によりそれぞれ計算した金額の合計額(最高限度100,000円)

② 地震保険料控除

本年中に給与の支払いを受けている人自身やその家族が所有しているもので、日常の居住用として使われている家屋や、生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の家財を目的とする**地震保険（共済）や火災保険（共済）に係わる保険料（掛金）**を支払っている場合、次の金額を控除できます。

	支払った地震保険料等の区分	保険料等の金額		控除額
①	地震保険料等に係わる契約のすべてが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当するものである場合	50,000円以下		支払った保険料の全額
		50,000円超		一律に50,000円
②	地震保険料等に係わる契約のすべてが旧長期損害保険契約等である場合	その年中に支払った旧長期損害保険料の金額の合計額	10,000円以下	支払った保険料の全額
			10,001円～20,000円	支払った保険料の金額の合計額 × 1/2 + 5,000円
			20,000円～	一律に15,000円
③	①と②がある場合	①と②で求めた控除額の合計額	50,000円以下	その合計額の全額
			50,000円超	一律に50,000円

③ 社会保険料控除

本年中に、給与の支払を受ける人が社会保険料を給与から差し引かれている場合や**その人自身か又はその人と生計を一にしている配偶者その他の親族**が負担すべき社会保険料をその人自身が直接自分で支払っている場合には、その金額を所得から控除することができます。生命保険料控除や地震保険料控除とは異なり、**控除額には上限がなく、実際に負担した金額が控除されます。**

なお、控除の対象となる社会保険料は、次に掲げる保険料又は掛金などに限られています。会社で任意の共済制度を設けているような場合には、この控除対象にはなりません。



＜社会保険料の範囲＞

サラリーマンなど	個人事業主やその従業員など	公務員その他の人
健康保険の保険料 厚生年金保険の保険料 厚生年金基金の掛金 介護保険の保険料 雇用保険の保険料 船員保険の保険料	国民健康保険の保険料 国民年金の保険料 国民年金基金の掛金 介護保険の保険料 農業者年金の保険料 長寿医療保険料	国家公務員共済組合の掛金 地方公務員等共済組合の掛金 私立学校教職員共済の掛金 介護保険の保険料 長寿医療保険料

④ 扶養控除

扶養親族とは、本年 12 月 31 日の現況において、給与の支払を受ける人と**生計を一にしている親族**で、**本年分の合計所得金額が 38 万円以下である人**をいいます。ただし、青色事業専従者として給与を受ける人や白色事業専従者に該当する人は除かれます。

※平成 23 年分以降

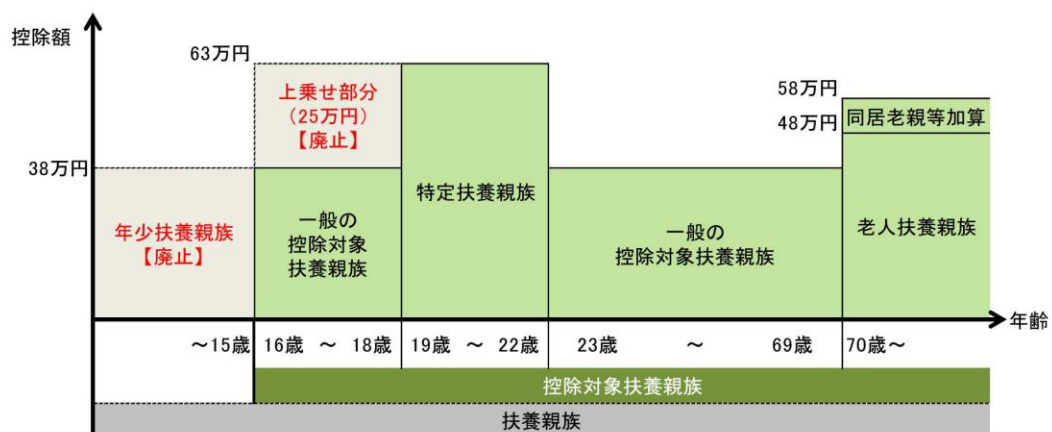
平成 22 年度の税制改正において、扶養控除が次のとおり改正されました。

この改正は、本年（平成 23 年分）の所得税から適用されます。

○一般の扶養親族のうち、年齢が **16 歳未満の人に対する扶養控除（38 万円）が廃止**

○特定扶養親族のうち、年齢が 16 歳以上 19 歳未満の人に対する扶養控除について、**上乗せ部分（25 万円）が廃止**され、扶養控除の額が 38 万円に

○上記の扶養控除の改正に伴い、扶養親族が同居の特別障害者である場合において、扶養控除の額に **35 万円を加算**する措置に代えて、**同居特別障害者である扶養親族に対する障害者控除の額が 40 万円から 75 万円に**



【セミナー報告】好評の声を頂いています！

9月の定例セミナーでは、今の時期ピークを迎える、
『法人税の税務調査の対策』と、毎回好評の**『相続税対策実践講座』**を開催しました。

この度の税制改正を踏まえた節税対策についてのお話に、みなさん熱心に耳を傾けていらっしゃいました。HPでは、感想やセミナー動画を配信していますのでチェックしてみてください！



『法人税』税務調査対策

- ・わかりやすく、興味を誘う内容だったと思います。具体的な内容を知りたくなりました。
- ・税務調査の概略がよくわかりました。
- ・当社セミナーを開催するに当たり、参考になりました。
- ・講師・スタッフの対応がとても丁寧でした。

『相続税対策実践講座』

- ・問題が整理できた感じです。
- ・色々なケースを例にされていて分かりやすかったが、難しいことばかりで頭が痛いです。亡くなるのも大変です。
- ・色々な業種のセミナーに参加していますが、清田先生のお話は非常に分かり易く、有意義な時間を過ごせました。

～セミナー開催予定～

■ **11月17日(木) 15:00～** 残された家族に無用な心配をかけないために…

「エンディングノートの書き方」セミナー

エンディングノートは、尊厳死や葬儀方法への意思、財産分与の考え、家族との思い出やメッセージを書き留めておくものです。これを使うことで、準備をせずに人生の最後を迎え、残った家族に無用な混乱や心配を与えずに済みます。本セミナーでは、大切なご家族に宛てて伝えたい想いを書き遺すコツをお伝えします。

【会場】横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号ランドマークタワー25階セミナールーム2(2516)

【参加費】1,000円(関与先様、2回目以降の方、ご紹介による参加者様は無料です)

【講師】清田 幸弘(代表税理士)ほか

「エンディングノート」
無料進呈!



■ **11月25日(金) 15:00～** 相続税、払いすぎいませんか?

まだ間に合う! 「相続税の還付請求」

過去5年以内に相続税の申告をされた方、今なら**相続税が戻ってくる**かもしれません。相続財産の評価額の算定は、**税理士のウデ次第**で億単位の変動をするものです。中でも、ノウハウによって大きな差額が出てくるのが「**土地**」と言われています。本セミナーでは、実際に還付に成功した具体例を用いて、**土地評価の減価要因や更正請求・嘆願等の手続きの留意点やポイント**を相続のプロが解説いたします。

【会場】東京都千代田区丸の内3丁目5番1号東京国際フォーラム4階(G404)

【参加費】1,000円(関与先、2回目以降の方、ご紹介による参加者様は無料です。)

【講師】清田 幸弘(代表税理士)



配偶者だけが持っている相続税減額の特権

Q 夫が亡くなり相続の申告をしなければなりません。

配偶者には相続税が軽減される制度があると聞きましたが本当ですか。

A 配偶者に対する相続税 については、①同一世代間の財産移転であり、遠からず次の相続がおこり、その際相続税の課税対象とされること、②配偶者の老後の生活保障、③遺産の維持形成に対する配偶者の貢献の配慮などをふまえて相続税では優遇措置が用意されています。今回は、この「**配偶者の税額軽減**」について解説していきます。

(1) 配偶者に対する相続税の優遇措置

相続税を計算するとき、配偶者には「**配偶者の税額軽減**」という制度があります。配偶者が実際にもらった正味の財産額が**法定相続分**（または**1億6,000万円**のどちらか多い方の金額）**以下**であれば、配偶者に相続税はかかりません。つまり、**法定相続分を超えて相続をした場合でも、実際にもらった正味の財産額が1億6,000万円以下であれば税金はかからない**ということです。もし相続人（包括受遺者を含む）が配偶者一人のみである場合は、財産額がいくらであっても、相続税はかかりません。

<計算式>

$$\text{配偶者の税額軽減額} = \text{相続税の総額} \times \frac{\text{①と②のうち少ない金額}}{\text{課税価格の合計額}}$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{①配偶者の法定相続分と1億6,000万円のうち多い金額} \\ \text{②配偶者が実際にもらった正味の財産額} \end{array} \right)$$

<具体例>

1. 法定相続人は配偶者と子供1人の計2人です。
2. 遺産の基礎控除後の課税価格が2億円で、**①全財産を子が取得した場合、②配偶者が法定相続分を取得した場合**の相続税は次のようになります。

	相続人	取得した財産額	相続税の総額	配偶者の税額軽減額	納税額
①	配偶者	0円	2,500万円	—	0円
	子	2億円		—	2,500万円
②	配偶者	1億円	2,500万円	1,250万円	0円
	子	1億円		—	1,250万円

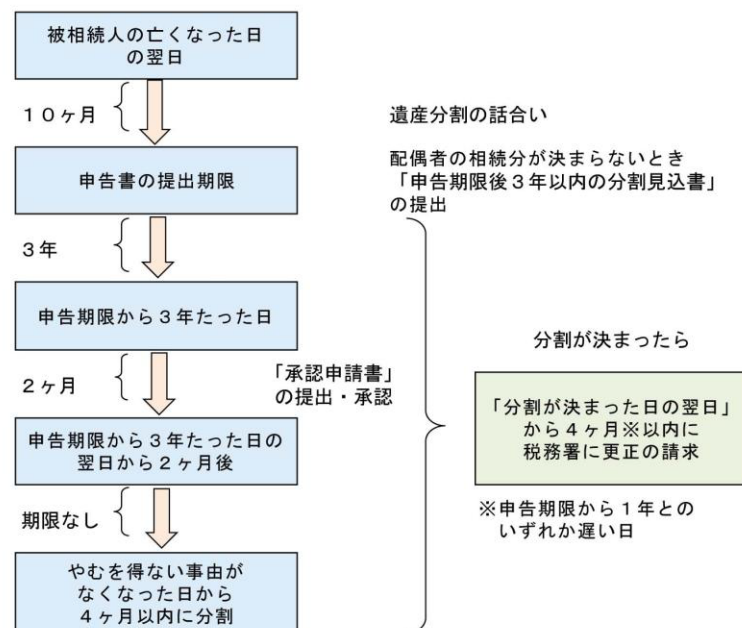
配偶者の納税額が0円であることには変わりませんが、子の納税額は**1,250万円(=2,500万円-1,250万円)**減少します。

(2) 申告期限までに配偶者の相続分が決まらない場合

配偶者の税額軽減は、配偶者が遺産分割などで実際にもらった正味の財産を基に計算されます。そのため、**相続税の申告期限までに配偶者に分割されていない財産は、配偶者の税額軽減を受けることができません。**

分割が決まらない場合は、配偶者の税額軽減がないものとして相続税の申告・納税をしなければなりません。ただし、次の手続きをとれば、分割が決まった後に「**更正の請求**」をして税額軽減を受けることができます。

- ①相続税の申告書に「**申告期限後3年以内の分割見込書**」を添えて提出
- ②その後**3年以内**に分割が決まった場合には、分割の日の翌日から**4ヶ月以内**に、税務署に**更正の請求**をすれば納めすぎた税金が還付
なおも分割できない「**やむを得ない事由**」がある場合、その事由を記載した申請書を、**申告期限後3年を経過する日の翌日から2ヶ月以内**に税務署に提出
- ③その後、「**やむを得ない事由**」がなくなった日（判決の確定した日など）の翌日から**4ヶ月以内**に分割をすれば、**更正の請求**によって納めすぎた分の税金の還付



最初の相続で配偶者が多くの財産をもらい、この税額軽減の制度を利用すれば、税額はかなり抑えることができます。ただし、そのようにして配偶者の財産を増加させると、その後、**配偶者に相続が発生した際に相続税の負担が返って重くなってしまう可能性があります。**

したがって、実際に分割する際は、**配偶者の相続（二次相続）**も考慮して分割するように心がけて下さい。



今月のトピック「増販増客シリーズ 第38弾」

お客様の心をつかむ カルチャー教室を通した顧客育成

現状

今回ご紹介する「愛和商事(株)」は、住宅設備販売とリフォーム売上が全体の85%を占める地域密着企業。商圏約2万世帯のなかでOB客数が約7,500軒、OB個客のリピート率が90~95%と地域内で業界屈指のリフォームである。

課題

個客は、長年のお付き合いが多い反面、顧客も高齢化し、将来のために新規顧客を増やし続ける課題がある。また、価格競争が厳しく、イベント(催事販売)実施だけでは限界があることが分かってきた。

C:コンセプト

現在継続しているカルチャー教室を活用して、さらにファンづくりを推進。そのファンを基盤にし、CTPTマーケティングの導入で『春の住設大感謝祭』を開催。イベント(大感謝祭)の売上拡大を狙う。

T:ターゲット

市の住民
当面は、OB個客の一部(上得意客)
コアなターゲットとしては、カルチャー教室会員

P:基本プロセス

固定客は多いが将来のために新規顧客の獲得が課題

カルチャー教室取組みを決意
教室準備スタート

継続ハガキ送付
(カルチャー教室告知)

カルチャー教室の継続開催
・ケアリフォームセミナー
・ミセスのためのカラーレッスン教室
・キッチン・バス教室等

OB講座の継続開催

春の住設大感謝祭
イベント告知

OB訪問・TELフォロー

イベント開催

個別相談会

3日間のイベントから
派生した売上計
8,230万円

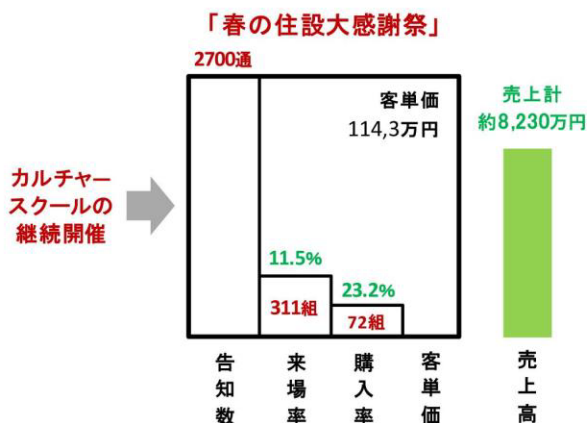
成果

カルチャー教室を7年に渡り継続開催 ファンづくりを成功させ、 「春の住設大感謝祭」では、売上8,000万円以上獲得

カルチャー教室は、7年間継続して行われている。それにより、多くのファンを継続的に育成している。

その基盤を活用し、CTPTマーケティングに取り組んだ「春の住設大感謝祭」では、来店率の11.5%、来店数は過去最高の311組となった。

売上は、8,230万円、粗利目標の2,000万円も大きく超え、中でも各種カルチャー教室参加者の来場は、全体の23.8%を占め、あらためてファン育成の重要性を確認できた。



PT: 成功のポイント（販売プロセスとツールの特徴）

1. カルチャー教室の継続実施

潜在顧客の掘り起こしを目的に、カルチャー教室を7年にわたり継続開催している。「心を伝える」「商売色をださない」ことをコンセプトに実施（現在の会員680名）。教室が個客育成の場であり、知識や技術、最新情報を受講生に伝えることで、受講生（お客様）のリフォーム意欲を促し、夢の実現に駆り立てる機能としての役割を発揮している。



2. 細やかな気配りでのファンづくり

カルチャー教室開催時は、受講受付ハガキ、ウェルカムプレート、おみやげエッセイ等ツールは、いずれも細やかな気配りで工夫している。この細やかな気配りがファンづくりを現実のものとし、会員（受講生累積）が680名にもなり、会員の人たちが中心に、「春の住設大感謝祭」にも多数来場していただき、その結果が成功に繋がっている。

3. 善循環サイクルの実現

カルチャー教室というファンづくりの装置がある結果、「カルチャー教室開催→お客様が求める情報提供→受講生から案件発生→営業によるリフォーム提案の個別対応→受注→絶対的ファン化→感謝の互惠関係醸成→口コミで仕事発生」という善循環サイクルを実現させている。

4. 全社的な営業体制

スタッフ部門が実施しているカルチャー教室というファンづくりの「長期戦略」と、営業部門が毎月の目標を追いかける「短期戦略」がうまくかみ合っている。「総務（スタッフ部門）と営業の両軸体制」のもと、スタッフ部門は、常に営業を的確にサポートしている。

【出典：増販増客事例集 ver.4 事例：秋田中央税理士法人 代表社員 杉山隆】

うちも増販増客したい!という方は、当事務所はまっこ増販センターまでお気軽にお声掛けください!



お客様の声

お客様から、あたたかいお言葉を頂きました！

相続税の申告をされた 〈横浜市神奈川区 O様より〉

当事務所はどのようにして知りましたか？

☐ ホームページ ☐ DM ☒ ご紹介

当事務所に依頼する前までは、どのような問題・悩みなどがありましたか？（複数回答可）

☒ 気軽に相談できる税理士を探している

今回の申告、もしくは毎月の巡回監査での担当者の対応はいかがでしたか？

☒ 満足 ☐ どちらかといえば満足 ☐ どちらかといえば不満足 ☐ 不満足

その他ご感想・ご意見をお聞かせ下さい。

（良かった点・改善点・気になった点・事務所に対する要望はございますか？）

相続がスムーズに行われて大変助かりました。心強かったです。

相続税の申告をされた 〈横浜市神奈川区 K様より〉

当事務所はどのようにして知りましたか？

☐ ホームページ ☐ DM ☒ ご紹介

当事務所に依頼する前までは、どのような問題・悩みなどがありましたか？（複数回答可）

☒ 気軽に相談できる税理士を探している ☐ 税理士は既にいるが、相談したいことがある

☒ サービスの範囲と料金を明確にしてほしい

今回の申告、もしくは毎月の巡回監査での担当者の対応はいかがでしたか？

☒ 満足 ☐ どちらかといえば満足 ☐ どちらかといえば不満足 ☐ 不満足

その他具体的にございましたら、お気軽にお書きください。

ありがとうございます。親切に、対応してくれました。

無料相談会のお知らせ

- 太田 壽郎 顧問弁護士へのご相談
11月10日（木）、12月8日（木）
- 田近 淳 顧問司法書士へのご相談
11月17日（木）、12月15日（木）

0120-48-7271

または
045-929-1527

税務カレンダー

11月～12月

【税目】	【期間】	【納期限】
個人事業税	2期分	11/30(水)
所得税予定納税	2期分	11/30(水)
固定資産税	3期分	H24.1/4(水)

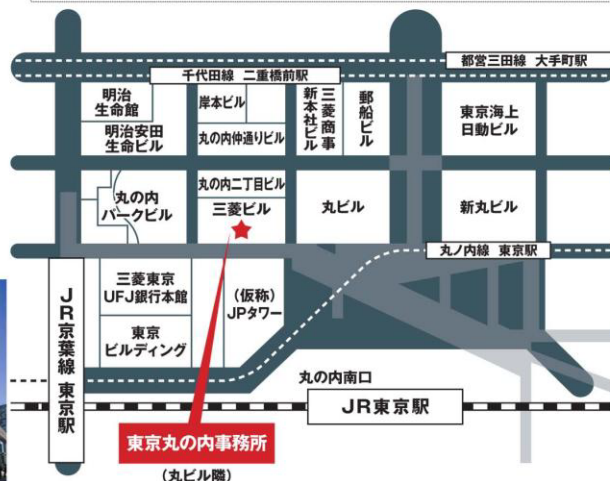
タワー事務所

桜木町駅 (JR・市営地下鉄) 徒歩5分
みなとみらい駅 (みなとみらい線) 徒歩3分



東京丸の内事務所

東京駅 (JR・東京メトロ丸ノ内線) 10番出口直結 徒歩3分
二重橋前駅 (千代田線) 4番出口 徒歩2分
大手町駅 (都営三田線) D1出口 徒歩4分 ほか



行政書士法人中山事務所

中山駅 (JR・市営地下鉄) 徒歩5分



横浜緑事務所

中山駅 (JR・市営地下鉄) 徒歩12分



川崎黒川事務所

黒川駅 (小田急多摩線) 徒歩5分
若葉台駅 (京王線) 徒歩10分



発行

ランドマーク税理士法人 広報委員会

ランドマーク税理士法人 ランドマーク行政書士法人
株式会社清田会計事務所 株式会社ランドマークコンサルティング
はまっこ増販センター

E-mail seita-yukihiro@tkcnf.or.jp

[相続税] <http://www.zeirisi.co.jp> [法人税] <http://www.landmark-tax.com>

タワー事務所

〒220-8137 横浜市区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー37階
TEL/045-263-9730 FAX/045-263-9731

東京丸の内事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル9階
TEL/03-6269-9996 FAX/03-6269-9997

横浜緑事務所

〒226-0014 横浜市区緑区台村町644番地
TEL/045-929-1527 FAX/045-929-1528

川崎黒川事務所
(相続手続支援センター)

〒215-0035 川崎市区麻生区黒川24番地
TEL/044-281-3003 FAX/044-281-3004

行政書士法人中山事務所
(相続プラザ)

〒226-0011 横浜市区緑区中山町83番地
TEL/045-350-5605 FAX/045-350-5606

お問い合わせ窓口

全国共通フリーダイヤル

ヨハ セツゼイ
0120-48-7271

または 045-929-1527